

令和5年住宅・土地統計調査

住宅の構造等に関する集計（確報集計）及び

土地集計（確報集計）結果の概要

（広島県確定値）

（令和5年10月1日現在）

総務省は、令和5年10月1日現在で「住宅・土地統計調査」を実施した。この調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅などに居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たる。

今回は令和7年1月29日に公表された「住宅の構造等に関する集計（確報集計）結果」及び令和7年3月26日に公表された「土地集計（確報集計）」をもとに、広島県の結果の概要について、本県が独自にとりまとめたものである。

※市区及び人口1万5千人以上の町について、結果表章（人口は令和2年国勢調査時点）

目 次

1	2019年以降に行われた耐震改修工事の状況	1
2	高齢者が住む住宅のバリアフリー化率	2
3	住環境（最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離）	2
4	世帯が所有している土地の状況	3
5	世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況	3
付表	市町別の主な指標	4
参考	調査の概要	7

令和7年5月

広島県総務局統計課

用語の解説

主世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とした。

現住居の敷地を所有している世帯

現在居住している住居の敷地を所有している主世帯をいう。なお、ここでいう「所有している」とは、住居の敷地に係る不動産の登記簿上の名義（共有名義を含む。）が、当該住居に居住する世帯員となっている場合をいう。

現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯

現住居の敷地以外の土地を所有している主世帯のうち、「農地」又は「山林」以外の土地を所有している世帯をいう。なお、ここでいう「宅地など」には、住宅用地や事業用地のほか、原野、荒地、池沼なども含む。

その他の用語は、『令和5年住宅・土地統計調査 調査の結果 用語の解説』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>

利用上の注意

- 1 この資料は、土地集計で公表する結果のうち、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果から作成している。調査票甲、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果とは、集計の対象範囲等が異なるため、比較を行う際には留意されたい。
- 2 本調査では、現住居の敷地以外の宅地などを複数所有している場合、それぞれの区画の取得方法、利用現況、所在地等（以下「取得方法等」という。）の詳細について最大3件目までを調査しており、この資料の表5「現住居の敷地以外の宅地などの利用現況別所有件数の割合」は、調査で把握した取得方法等の合計を総数として割合を算出している。
- 3 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 4 「-」は、該当数値がないもの、又は数字が得られないものを示す。
- 5 「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示す。

1 2019 年以降に行われた耐震改修工事の状況

◇ 2019 年以降に耐震改修工事が行われた持ち家の割合は 1.7%、「壁の新設・補強」の割合が最も高い

2019 年以降に耐震改修工事が行われた持ち家は 13,300 戸で、持ち家全体の 1.7%となっている。耐震改修工事の内容をみると、「壁の新設・補強」が 6,000 戸（2019 年以降に耐震改修工事が行われた持ち家に占める割合 45.1%）と最も多く、次いで「基礎の補強」が 5,000 戸（同 37.6%）、「金具による補強」が 4,900 戸（同 36.8%）などとなっている。

耐震改修工事が行われた持ち家の割合を建て方別にみると、一戸建の 2.1%に対し、共同住宅は 0.1%で、一戸建に比べ 2.0 ポイント低くなっている。また、構造別にみると、木造の 2.1%に対し、非木造は 0.8%で、木造に比べ 1.3 ポイント低くなっている。＜表 1＞

表 1 住宅の建て方・構造・建築の時期、
2019 年以降の住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数－広島県（令和 5 年）

住宅の建て方・ 構造・ 建築の時期	2019 年以降の住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数						
	総数	うち工事 をした 1)	壁の新設・ 補強	筋かいの設置	基礎の補強	金具による 補強	その他
実数（戸）							
総数	760,900	13,300	6,000	4,000	5,000	4,900	2,500
（建て方）							
一戸建て	620,900	13,000	5,900	3,900	4,900	4,800	2,400
長屋建て	4,200	100	0	－	0	－	0
共同住宅	133,900	100	0	0	－	100	0
その他	1,900	100	0	－	0	－	100
（構造）							
木造	544,100	11,600	5,200	3,600	4,300	4,500	2,100
非木造	216,800	1,700	800	300	700	300	400
（建築の時期）							
1980 年以前	222,300	4,300	1,600	1,100	1,200	1,600	800
1981 年以降	526,800	8,800	4,200	2,900	3,800	3,200	1,700
割合－1（％） 2)							
総数	100.0	1.7	0.8	0.5	0.7	0.6	0.3
（建て方）							
一戸建て	100.0	2.1	1.0	0.6	0.8	0.8	0.4
長屋建て	100.0	2.4	0.0	－	0.0	－	0.0
共同住宅	100.0	0.1	0.0	0.0	－	0.1	0.0
その他	100.0	5.3	0.0	－	0.0	－	5.3
（構造）							
木造	100.0	2.1	1.0	0.7	0.8	0.8	0.4
非木造	100.0	0.8	0.4	0.1	0.3	0.1	0.2
（建築の時期）							
1980 年以前	100.0	1.9	0.7	0.5	0.5	0.7	0.4
1981 年以降	100.0	1.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.3
割合－2（％） 3)							
総数	－	100.0	45.1	30.1	37.6	36.8	18.8
（建て方）							
一戸建て	－	100.0	45.4	30.0	37.7	36.9	18.5
長屋建て	－	100.0	0.0	－	0.0	－	0.0
共同住宅	－	100.0	0.0	0.0	－	100.0	0.0
その他	－	100.0	0.0	－	0.0	－	100.0
（構造）							
木造	－	100.0	44.8	31.0	37.1	38.8	18.1
非木造	－	100.0	47.1	17.6	41.2	17.6	23.5
（建築の時期）							
1980 年以前	－	100.0	37.2	25.6	27.9	37.2	18.6
1981 年以降	－	100.0	47.7	33.0	43.2	36.4	19.3

1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2) 建て方、構造及び建築の時期別の持ち家総数に占める割合

3) 建て方、構造及び建築の時期別の住宅の耐震改修工事をした持ち家数に占める割合

2 高齢者が住む住宅のバリアフリー化率

◇ 高齢者が住む住宅の一定のバリアフリー化率は47.2%で、平成30年と比べ2.9ポイント上昇

65歳以上の世帯員のいる主世帯（以下「高齢者のいる世帯」という。）（539,800世帯）のうち、一定のバリアフリー化住宅に居住している世帯は255,000世帯で、高齢者のいる世帯に占める割合（以下「一定のバリアフリー化率」という。）は47.2%となっている。また、高度のバリアフリー化住宅に居住している世帯は51,600世帯で、高齢者のいる世帯に占める割合（以下「高度のバリアフリー化率」という。）は9.6%となっている。平成30年と比べると、一定のバリアフリー化率は2.9ポイント、高度のバリアフリー化率は1.2ポイントそれぞれ上昇している。＜表2＞

（注）一定のバリアフリー化住宅とは、人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造のうち、2箇所以上の「手すりの設置」又は「段差のない屋内」がある住宅をいい、高度のバリアフリー化住宅とは、2箇所以上の「手すりの設置」、「段差のない屋内」及び「廊下などが車いすで通行可能な幅」がいずれもある住宅をいう。

表2 高齢者のいる世帯数

（一定のバリアフリー化住宅に居住する世帯数、高度のバリアフリー化に居住する世帯数）

年次	高齢者のいる世帯数					
	実数（世帯）			割合（％）		
	総数	うち一定のバリアフリー化	うち高度のバリアフリー化	総数	うち一定のバリアフリー化	うち高度のバリアフリー化
平成30年	506,200	224,400	42,600	100	44.3	8.4
令和5年	539,800	255,000	51,600	100	47.2	9.6

3 住環境（最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離）

◇ 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯割合（高齢者のいる世帯）は、この20年間で「250m未満」及び「250m～500m未満」が2倍以上に上昇

高齢者のいる世帯について、最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯割合では「500～1,000m未満」（29.0％）が最も高く、平成15年から令和5年までの20年間で「250m未満」（14.7％）及び「250～500m未満」（21.1％）が2倍以上に上昇している。＜表3＞

表3 最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数の推移（高齢者のいる世帯）
－広島県（平成15年～令和5年）

年次	最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数（高齢者のいる世帯数）											
	実数（世帯）						割合（％）					
	総数	250m未満	250～500m未満	500～1,000m未満	1,000～2,000m未満	2,000m以上	総数	250m未満	250～500m未満	500～1,000m未満	1,000～2,000m未満	2,000m以上
平成15年	382,900	22,700	40,000	78,600	95,700	145,800	100.0	5.9	10.4	20.5	25.0	38.1
平成20年	420,800	56,200	79,200	105,600	88,800	91,000	100.0	13.4	18.8	25.1	21.1	21.6
平成25年	472,100	72,700	100,700	121,500	101,600	75,600	100.0	15.4	21.3	25.7	21.5	16.0
平成30年	506,200	86,100	119,400	131,000	96,800	72,900	100.0	17.0	23.6	25.9	19.1	14.4
令和5年	539,800	79,400	114,000	156,700	106,500	83,200	100.0	14.7	21.1	29.0	19.7	15.4

4 世帯が所有している土地の状況

- ◇ 現住居の敷地を所有している世帯は 50.4%
- ◇ 現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は 14.4%

主世帯（1,203,000 世帯）のうち、現住居の敷地を所有している世帯は 606,000 世帯で、主世帯に占める割合は 50.4%となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は 173,000 世帯（主世帯に占める割合 14.4%）となっており、このうち現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯は 121,000 世帯（同 10.1%）となっている。＜表 4＞

表 4 土地の所有状況別主世帯数－広島県（令和 5 年）

	総数	土地を所有している世帯		
		現住居の敷地を所有している	現住居の敷地以外の土地を所有している	現住居の敷地以外の宅地などを所有している
実数（世帯）	1,203,000	606,000	173,000	121,000
割合（%）	100.0	50.4	14.4	10.1

5 世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況

- ◇ 現住居の敷地以外の宅地などのうち住宅用地・事業用地の利用現況は、「主に建物の敷地として利用」が 67.1%

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について、利用現況別に割合をみると、「住宅用地・事業用地」が 92.7%、「その他（原野など）」が 7.3%となっている。

このうち「住宅用地・事業用地」について、その内訳をみると、「主に建物の敷地として利用」が 72.4%と最も高く、次いで「主に建物の敷地以外に利用」が 15.8%、「利用していない（空き地）」が 12.5%となっている。＜表 5＞

表 5 現住居の敷地以外の宅地などの利用現況別所有件数の割合－広島県（令和 5 年）

現住居の敷地以外の宅地などの利用現況	所有件数の割合	
	割合 1) (%)	割合 2) (%)
総数	100.0	—
住宅用地・事業用地	92.7	100.0
主に建物の敷地として利用	67.1	72.4
居住用	53.7	57.9
事業用	9.8	10.5
その他の建物	3.7	3.9
主に建物の敷地以外に利用	14.6	15.8
利用していない（空き地）	11.6	12.5
その他（原野など）	7.3	—

1) 総数に占める割合

2) 住宅用地・事業用地に占める割合

付表 1

	2019年以降の住宅耐震改修工事の状況別持ち家数（戸）							
	持ち家数	うち工事 をした	割合 1) (%)	壁の 新設・補強	筋かいの 設置	基礎の補強	金具による 補強	その他
広島県	760,900	13,300	1.7	6,000	4,000	5,000	4,900	2,500
広島市	295,700	3,800	1.3	1,800	1,000	1,500	1,400	700
中区	29,380	130	0.4	50	－	20	30	50
東区	30,280	390	1.3	90	30	210	150	70
南区	34,200	290	0.8	140	70	170	100	50
西区	42,590	450	1.1	250	110	180	170	60
安佐南区	56,000	1,050	1.9	470	310	390	350	210
安佐北区	42,780	600	1.4	270	190	300	290	140
安芸区	21,070	280	1.3	180	70	80	60	20
佐伯区	39,350	600	1.5	300	200	200	250	80
呉市	64,700	1,140	1.8	520	440	320	550	230
竹原市	7,160	80	1.1	20	30	40	20	10
三原市	27,300	610	2.2	260	210	230	320	100
尾道市	40,450	630	1.6	360	180	220	200	100
福山市	127,550	2,660	2.1	1,160	830	1,080	1,100	490
府中市	10,670	200	1.9	90	60	100	40	60
三次市	14,340	360	2.5	220	160	140	130	50
庄原市	9,820	240	2.4	70	50	50	100	70
大竹市	7,440	140	1.9	40	20	40	60	30
東広島市	54,360	940	1.7	290	170	340	270	200
廿日市市	34,190	710	2.1	450	240	260	320	110
安芸高田市	8,770	140	1.6	40	40	30	50	40
江田島市	7,320	160	2.2	60	40	70	40	40
府中町	13,650	300	2.2	80	60	90	40	60
海田町	7,780	200	2.6	190	100	30	60	20
熊野町	7,820	250	3.2	90	70	60	30	90
北広島町	5,780	170	2.9	50	30	150	30	20
世羅町	4,840	190	3.9	110	50	80	10	20

注) 人口15,000人未満の4町（坂町、安芸太田町、大崎上島町、神石高原町）は非公表

1) 持ち家総数に占める割合

付表 2

	高齢者のいる世帯数					
	実数（世帯数）			割合（％）		
	総数	うち一定の バリアフリー化	うち高度の バリアフリー化	総数	うち一定の バリアフリー化	うち高度の バリアフリー化
広島県	539,800	255,000	51,600	100	47.2	9.6
広島市	210,200	92,800	20,200	100	44.1	9.6
中区	25,890	12,300	3,040	100	47.5	11.7
東区	21,820	9,120	1,710	100	41.8	7.8
南区	24,790	10,600	2,520	100	42.8	10.2
西区	31,450	12,990	2,940	100	41.3	9.3
安佐南区	35,290	15,540	3,550	100	44.0	10.1
安佐北区	32,510	14,960	2,950	100	46.0	9.1
安芸区	13,260	5,790	1,110	100	43.7	8.4
佐伯区	25,200	11,500	2,340	100	45.6	9.3
呉市	47,180	22,850	4,060	100	48.4	8.6
竹原市	5,440	2,640	450	100	48.5	8.3
三原市	20,650	10,300	1,940	100	49.9	9.4
尾道市	30,910	15,640	2,660	100	50.6	8.6
福山市	89,780	43,650	8,930	100	48.6	9.9
府中市	8,190	4,550	810	100	55.6	9.9
三次市	11,410	5,870	980	100	51.4	8.6
庄原市	8,200	4,450	920	100	54.3	11.2
大竹市	5,540	2,840	340	100	51.3	6.1
東広島市	30,920	14,270	2,930	100	46.2	9.5
廿日市市	22,210	11,210	2,490	100	50.5	11.2
安芸高田市	6,460	2,950	550	100	45.7	8.5
江田島市	5,940	2,880	520	100	48.5	8.8
府中町	8,100	3,490	760	100	43.1	9.4
海田町	6,000	2,590	500	100	43.2	8.3
熊野町	5,030	2,610	640	100	51.9	12.7
北広島町	4,420	2,050	320	100	46.4	7.2
世羅町	4,140	2,490	390	100	60.1	9.4

注）人口15,000人未満の4町（坂町、安芸太田町、大崎上島町、神石高原町）は非公表

付表 3

	最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別世帯数（高齢者のいる世帯）											
	実数（世帯数）						割合（％）					
	総数	250m未満	250～ 500m未満	500～ 1,000m未満	1,000～ 2,000m未満	2,000m以上	総数	250m未満	250～ 500m未満	500～ 1,000m未満	1,000～ 2,000m未満	2,000m以上
広島県	539,800	79,400	114,000	156,700	106,500	83,200	100	14.7	21.1	29.0	19.7	15.4
広島市	210,200	43,400	55,900	62,100	32,500	16,300	100	20.6	26.6	29.5	15.5	7.8
中区	25,890	9,850	8,720	5,670	1,650	－	100	38.0	33.7	21.9	6.4	－
東区	21,820	3,980	5,760	7,940	4,140	－	100	18.2	26.4	36.4	19.0	－
南区	24,790	6,340	9,370	7,960	1,080	40	100	25.6	37.8	32.1	4.4	0.2
西区	31,450	13,310	11,750	5,440	950	－	100	42.3	37.4	17.3	3.0	－
安佐南区	35,290	2,880	6,620	12,400	10,700	2,690	100	8.2	18.8	35.1	30.3	7.6
安佐北区	32,510	1,360	4,530	9,270	8,570	8,770	100	4.2	13.9	28.5	26.4	27.0
安芸区	13,260	1,460	3,300	3,550	1,760	3,190	100	11.0	24.9	26.8	13.3	24.1
佐伯区	25,200	4,180	5,850	9,920	3,650	1,610	100	16.6	23.2	39.4	14.5	6.4
呉市	47,180	3,820	6,090	14,260	15,150	7,860	100	8.1	12.9	30.2	32.1	16.7
竹原市	5,440	330	830	1,500	1,050	1,730	100	6.1	15.3	27.6	19.3	31.8
三原市	20,650	3,260	4,970	4,090	3,830	4,490	100	15.8	24.1	19.8	18.5	21.7
尾道市	30,910	3,100	4,460	8,470	9,670	5,210	100	10.0	14.4	27.4	31.3	16.9
福山市	89,780	15,850	25,040	28,440	15,020	5,430	100	17.7	27.9	31.7	16.7	6.0
府中市	8,190	840	1,350	2,570	1,700	1,720	100	10.3	16.5	31.4	20.8	21.0
三次市	11,410	360	1,200	1,930	3,240	4,680	100	3.2	10.5	16.9	28.4	41.0
庄原市	8,200	620	430	810	930	5,420	100	7.6	5.2	9.9	11.3	66.1
大竹市	5,540	290	980	1,360	1,230	1,680	100	5.2	17.7	24.5	22.2	30.3
東広島市	30,920	1,250	3,400	8,180	6,970	11,120	100	4.0	11.0	26.5	22.5	36.0
廿日市市	22,210	1,960	4,520	10,450	4,040	1,240	100	8.8	20.4	47.1	18.2	5.6
安芸高田市	6,460	330	190	1,220	1,720	3,000	100	5.1	2.9	18.9	26.6	46.4
江田島市	5,940	550	460	1,200	1,750	1,980	100	9.3	7.7	20.2	29.5	33.3
府中町	8,100	2,250	910	3,790	1,160	－	100	27.8	11.2	46.8	14.3	－
海田町	6,000	790	1,910	1,990	730	580	100	13.2	31.8	33.2	12.2	9.7
熊野町	5,030	160	690	1,920	1,710	550	100	3.2	13.7	38.2	34.0	10.9
北広島町	4,420	60	260	200	480	3,410	100	1.4	5.9	4.5	10.9	77.1
世羅町	4,140	－	190	220	860	2,860	100	－	4.6	5.3	20.8	69.1

注）人口15,000人未満の4町（坂町、安芸太田町、大崎上島町、神石高原町）は非公表

調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、令和5年10月1日午前零時現在で実施した。

3 調査の地域

全国の令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約20万単位区について調査した。

- ・広島県 4,453単位区 約7.5万住戸・世帯
- ・全国 約20万単位区 約340万住戸・世帯

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、計約340万住戸・世帯）を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

【調査票甲】

- (1) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 構成
 - ウ 同居世帯に関する事項
 - エ 年間収入
- (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間
 - ウ 子の住んでいる場所
 - エ 現住居に入居した時期
 - オ 前住居に関する事項
- (3) 住宅に関する事項
 - ア 居住室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 家賃又は間代等に関する事項
 - エ 構造
 - オ 床面積
 - カ 建築時期
 - キ 設備に関する事項
 - ク 建て替え等に関する事項
 - ケ 増改築及び改修工事に関する事項
 - コ 耐震に関する事項
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - ア 敷地の所有関係に関する事項
 - イ 敷地面積
 - ウ 取得方法・取得時期等
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項

【調査票乙】

上記【調査票甲】(1)～(6)に、以下の事項を加えて調査した。

- (3) 住宅に関する事項
 - サ 現住居の名義
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - エ 所有地の名義
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 建て方
 - オ 取得方法
 - カ 建築時期
 - キ 居住世帯のない期間
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 面積に関する事項
 - オ 取得方法
 - カ 取得時期

【建物調査票】

- (1) 住宅に関する事項
 - ア 世帯の存しない住宅の種別
 - イ 種類
- (2) 建物に関する事項
 - ア 建て方
 - イ 世帯の存しない建物の構造
 - ウ 腐朽・破損の有無
 - エ 建物全体の階数
 - オ 敷地に接している道路の幅員
 - カ 建物内総住宅数
 - キ 設備に関する事項
 - ク 住宅以外で人が居住する建物の種類

6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行った。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成した。

7 結果の公表

結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットなどにより公表する。

なお、住宅数概数集計による結果は速報値であり、住宅及び世帯に関する基本集計等による結果とは、必ずしも一致しない。